

表 安全衛生管理体制（安衛法施行令第2条第2号および第3号の業種）

事業場の規模		1,000～	300～999	100～299	50～99	10～49	～9
施行令第2条第2号	製造業（木材・木製品製造業，化学工業，鉄鋼業，金属製品製造業及び輸送機械器具製造業） 自動車修理業及び機械修理業	○	○				
	総括安全衛生管理者	○	○				
	安全管理者	○	○	○	○		
	衛生管理者	○	○	○	○		
	産業医	○	○	○	○		
	安全衛生委員会（設置）	○	○	○	○		
	安全衛生推進者					○	
木材・木製品製造業，化学工業，鉄鋼業，金属製品製造業及び輸送機械器具製造業以外の製造業，各種商品卸売業，家具・じゅう器等卸売業，各種商品小売業，家具・建具・じゅう器小売業，燃料小売業，旅館業及びゴルフ場，電気業，ガス業，熱供給業，水道業及び通信業	総括安全衛生管理者	○	○				
	安全管理者	○	○	○	○		
	衛生管理者	○	○	○	○		
	産業医	○	○	○	○		
	安全衛生委員会（設置）	○	○	○			
	衛生委員会（設置）				○		
	安全衛生推進者					○	
施行令第2条第3号	その他の業種						
	総括安全衛生管理者	○	○	○	○		
	衛生管理者	○	○	○	○		
	産業医	○	○	○	○		
	衛生委員会（設置）	○	○	○	○		
	衛生推進者					○	
小売業・社会福祉施設・飲食店では「安全推進者」の選任が行政指導されている。							

（注）「○」は，選任または設置が義務つけられている事項